

ユニテッドアローズグループ人権方針

ユニテッドアローズグループは、経営理念として「真心と美意識をこめてお客様の明日を創り、生活文化のスタンダードを創造し続ける」を掲げ、「5つ（お客様、従業員、取引先様、社会、株主様）の価値創造」を通じて、持続可能な社会と環境の実現に向けた取り組みを推進しています。これらの実現に向け、事業活動にかかわるすべてのステークホルダーの人権が尊重されなければならないことを理解しています。

ユニテッドアローズグループは、世界人権宣言、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準、国連ビジネスと人権に関する指導原則を基盤として本方針を定め、すべての役員および従業員がこれを理解・遵守し、人権の尊重に向けて主体的に行動することを目指します。

I 適用範囲

本方針は、ユニテッドアローズグループのすべての役員および従業員に対して適用されます。また、当社グループとつながりのあるすべての取引先様についても、本方針をご理解、遵守いただけるよう働きかけます。

II 人権尊重の責任

ユニテッドアローズグループは、事業活動において直接または間接的に人権に負の影響を及ぼす可能性を完全に排除できないことを認識しています。自らの事業活動において人権を侵害しないよう最大限に配慮し、負の影響が生じた場合には是正に向けて適切に対処することで、責任あるサプライチェーンを構築することを目指します。

III 適用法令

ユニテッドアローズグループは、各国・地域の全ての法令や条例を遵守します。また社会・環境的責任およびビジネス倫理を推進するために、各国・地域の法令と国際的な原則が相反する要求に直面した場合には、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求します。

IV 人権デューデリジェンス

ユニテッドアローズグループは、人権尊重の責任を果たすため人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施することで、人権に対する負の影響とリスクを把握しその予防・軽減に努めます。

V 是正・救済

ユニテッドアローズグループは、人権に対する負の影響を直接的に引き起こしている、あるいは間接的に関与していることが判明した場合、適切な手段を通じてその是正および救済に取り組みます。

VI 教育

ユニテッドアローズグループは、当方針がすべての事業活動に浸透・定着するよう適切な教育を行います。

VII 情報開示

ユニテッドアローズグループは、人権尊重の取り組みの進捗状況および結果をウェブサイト等で開示します。

VIII 対話・協議

ユナイテッドアローズグループは、事業活動において、直接または間接的に人権に負の影響を及ぼす可能性のあるステークホルダーと真摯に対話・協議を行います。

策定：2023年3月

株式会社ユナイテッドアローズ

代表取締役 社長執行役員 CEO 松崎 善則